平成２４年（フ）第２３０号
宮崎県西都市大字三宅4111番地８
債務者　図師　義明
１　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三島里都子
４　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月９日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０８８号
京都府向日市物集女町灯篭前２番地の48
債務者　中村　政之
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　直也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５０７号
大阪市旭区中宮２丁目23番16号
債務者　金久　信夫
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白川　謙三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６３８号
中華民国台南市永康区中正南路453巷28号
債務者　白梅　敦資
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井川　慶子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１１号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目２番８号
債務者　朝川　隆宏
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白川　謙三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０２号
大阪府豊中市小曽根２丁目18番28号
債務者　玉田　　勉
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　豊田　祐介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１５号
大阪市鶴見区諸口１丁目11番７―403号
債務者　難波　敏幸
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　功武
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０５５号
大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ２―206号
債務者　竹内　栄子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩田千恵子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１１０号
堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田708号
債務者　宮山　　猛
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　妙子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９０号
仙台市青葉区愛子中央３丁目24番27号
債務者　櫻井　謙一
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大張　慎悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９８８号
大阪府高槻市上土室２丁目２番１号
債務者　樋口　　亮
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋森　正樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０３０号
和歌山県田辺市湊674番１―Ｂ―1109号、住民票上の住所大阪府吹田市泉町３丁目９番22号
債務者　川部　大作
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細田　祥子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７８号
兵庫県三木市本町２丁目９番40号
債務者　岡崎　英子
１　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村倫太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５３号
島根県出雲市斐川町今在家401番地、前住所東京都豊島区長崎３丁目19番16号
債務者　太田　貴子
１　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第５６号
島根県出雲市斐川町上直江246番地１　サンルージュ３
債務者　日下　由美
１　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第５７号
島根県出雲市大津朝倉１丁目７番地12　レオパレスラルーナＡ―110
債務者　萩原　郁哉
１　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第８４号
千葉県木更津市請西南１丁目６番地６アクアルーチェｗｅｓｔｓｉｄｅ202号
債務者　藤平　紗耶（旧姓尾上）
１　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部